

尼崎市民共済生活協同組合交通等傷害共済事業規約

制 定 昭和42年 1月 1日

第1章 総 則

(通則)

第1条 この尼崎市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第70条第2号に掲げる事業及び当該事業に附帯する事業を実施するものとする。

改 正[平成 11.6.24・13.3.12・21.7.13・22.4.1・25.4.1]

(事業)

第2条 この組合が行う共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が、契約期間内に交通事故又は火災事故（以下「交通事故等」という。）により傷害を受けた場合に共済金を支払うことを約する交通等傷害共済事業とする。

改 正[昭和 47.11.1]

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路における運行中の車両又は運行中の交通機関により発生した人身事故をいう。
- (2) 車 両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両（自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、そり、牛馬、トロリーバス）及び身体障害者用車いすをいう。
- (3) 交通機関 汽車、電車、気動車、電動車及び旅客運送事業の用に供する航空機、船舶そのほかもっぱら人又は物品を運送することを目的とする機器をいう。
- (4) 運 行 中 人又は物品を運送するとしないうにかかわらず、車両及び交通機関を当該装置の用い方に従い、走行又は移動していることをいう。

改 正[昭和 43.7.1・44.7.1・47.11.1・56.11.1・60.8.1]

(重要事項の提示)

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約に規定する

共済契約の内容となるべき重要な事項として、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）及び共済契約者に注意を喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）をあらかじめ正確に提示しなければならない。

2 前項に規定する契約概要及び注意喚起情報とは、次に掲げるものとする。

(1) 契約概要

- ア 当該情報が「契約概要」であること
- イ 共済商品の仕組み
- ウ 保障の内容
- エ 付加できる主な特約及びその概要
- オ 共済期間
- カ 引受条件（共済金額等）
- キ 共済掛金に関する事項
- ク 共済掛金払込みに関する事項
- ケ 契約者割戻しに関する事項
- コ 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

(2) 注意喚起情報

- ア 当該情報が「注意喚起情報」であること
 - イ クーリングオフ
 - ウ 告知義務等の内容
 - エ 責任開始期
 - オ 主な免責事由
 - カ 共済掛金の支払猶予期間、共済契約の失効、復活等
 - キ 解約と解約返戻金の有無
 - ク その他ご注意いただきたい事項
- 改 正[平成 22.4.1]

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

（共済契約者の範囲）

第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

改 正[昭和 43.7.1]

（被共済者の範囲）

第6条 この組合は、共済契約者及び共済契約者と同一の世帯に属する者を被共済者とする共済

契約に限り締結するものとする。

(共済責任)

第7条 この組合は、被共済者が日本国内において、次に掲げる傷害を被ったとき、この規約に従い共済金を支払う。

- (1) 運行中の車両及び交通機関（以下「車両等」という。）を利用している被共済者が、当該車両等の衝突、接触及び転倒等の交通事故に起因して被った傷害
- (2) 運行中の車両等を利用していない被共済者が、運行中の車両等（これに積載されているものを含む。）に衝突又は接触等の交通事故に起因して被った傷害
- (3) 運行中の車両等の接触により移動又は倒壊した物体との接触等の交通事故に起因して被った傷害
- (4) 火災事故に起因して被った傷害
- (5) 前各号に掲げるもののほか第25条に規定する審査委員会が交通事故等による傷害と認め

改 正[昭和 56.11.1]

(共済契約の締結の単位)

第8条 共済契約は、共済契約者ごとに締結するものとする。ただし、被共済者は2人以上とすることができる

改 正[昭和 43.7.1・56.11.1・平成 11.6.24・13.3.12・21.7.13]

(共済金額及び共済掛金)

第9条 共済契約1口についての共済金額は50万円とする。

- 2 被共済者1人についての共済金額の最高限度は4口200万円とする。
- 3 共済契約1口についての共済掛金額は500円とし、その算定は別紙第1共済掛金額算出方法書に定める方法による。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一世帯に属し、同時に共済契約を締結する場合は、次のとおり掛金額を割引くものとする。

世帯構成員の数	割引き条件	割引き額
4人	世帯主4口、配偶者4口、他の同居親族2人については、1人につき2口ずつの12口契約	1,000円
5人	世帯主4口、他の同居親族（配偶者も含む。）4人については、1人につき2口ずつの12口契約	1,000円
6人	世帯主4口、他の同居親族（配偶者も含む。）5人については、1人につき2口ずつの14口契約	1,000円
世帯構成員の数が、7人以上の場合には、6人の場合の割引き額に、その6人を超える1人につき2口契約ごとに1,000円を加算した額を割引き額とする。		

5 前項の規定に基づき共済契約を締結した場合においては、世帯構成員の全員をもって一括して契約無効又は契約解除に関する規定を適用する。

改正[昭和 44.1.1・47.11.1・48.10.1・49.7.1・56.11.1・60.8.1・平成 13.3.12・22.4.1]

(共済期間)

第 10 条 共済期間は、共済契約の効力の生じた時から 1 年とする。

2 この組合は、次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約期間が 1 年に満たない共済契約を締結することができる。

(1) 共済契約者が、既に締結している契約の解除及び更新によらず、契約の残期間について被共済者及び契約口数を増加するとき。

(2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の契約満期日に合わせて、新たに共済契約を締結するとき。

(3) 共済契約者が、それぞれ契約満期日を異にする 2 以上の共済契約を締結している場合において、そのうちのいずれかの契約満期日に合わせて、他の共済契約を更新するとき。

(4) 共済契約者が、その所属する団体の指定する契約満期日に合わせて、共済契約を締結するとき。

3 前項の規定による共済期間が 1 年に満たない共済契約の共済掛金の額は、当該共済掛金の額(年額)に当該共済契約の効力の生じた日の属する月から満了の日の属する月までの共済期間の月数の 1/2 を乗じた額とする。

改正[昭和 49.7.1・56.11.1・平成 22.4.1]

第 2 節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の成立)

第 11 条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額(以下「預り金」という。)の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者(以下「共済契約申込者」という。)に交付するものとする。ただし、金融機関を通じて、この組合に預り金を払込む場合にあっては、当該金融機関の発行する受取書をもって受領書に代えるものとする。

3 この組合は、第 1 項の申込みがあったときは、同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、第 2 項の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみな

す。

5 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の翌日の正午から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の正午から効力を生ずるものとする。

6 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第2項の預り金を共済契約申込者に払いもどすものとする。

7 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済契約引受証を共済契約者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、第2項の受領書をもって共済契約引受証に代えることができる。

8 共済契約申込者は、第1項に掲げる共済契約申込書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (2) 被共済者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (3) 共済契約申込期間
- (4) 共済契約申込口数
- (5) 共済契約掛金額に相当する金額
- (6) 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約（以下「重複契約」という。）の締結の有無。
- (7) その他危険の測定に関する事項

9 第7項に掲げる共済契約引受証には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし同項ただし書きの場合においては、第10号を除く。

- (1) 共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (2) 被共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (3) 共済契約期間
- (4) 共済契約口数
- (5) 共済契約掛金額に相当する金額
- (6) 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約（以下「重複契約」という。）の締結の有無
- (7) その他危険の測定に関する事項
- (8) 契約引受組合名
- (9) 領収金額及び領収日
- (10) 共済契約引受証作成日

改正[昭和 56.11.1・平成 13.3.12・22.4.1]

(共済掛金の払込み)

第12条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で共済掛金を払い込まなければならない。

2 共済契約者は、共済期間の満了する共済契約を継続する場合において、その継続する共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払込むことができる。

3 前項の金融機関等を通じて口座振替による共済掛金の払込みに関する手続き等については、実施規則に定めるところによるものとする。

改正[平成13.3.12]

(共済掛金の払込猶予期間)

第12条の2 第11条にかかわらず、共済期間の満了する共済契約を同一内容で継続する場合の共済掛金の払込について、この組合は共済掛金払込期日の翌日から1ヶ月の猶予期間を設けることができるものとする。

2 前項の猶予期間内に共済掛金を払い込むことができない場合において、この組合が特に必要と認める場合、その猶予期間を共済掛金払込期日の翌日から3ヶ月の範囲内で延長することができるものとする。

追加[平成22.4.1]

(共済契約者の告知義務)

第13条 共済契約の当時、共済契約者は、この組合に共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項として、次の各号に掲げる告知事項について、知っている事実を告げなければならない。又当該事実につき不実のことを告げてはならない。

- (1) 共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (2) 被共済者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (3) 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約（以下「重複契約」という。）を締結の有無
- (4) その他危険の測定に関する事項

改正[昭和43.7.1・平成3.4.1・22.4.1]

(共済契約者の通知義務)

第13条の2 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは当該事実の発生を知った後遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約（以下「重複契約」という。）を締結すること
- (2) 前条に掲げる告知事項の内、危険の測定に関する事項について、その内容に変更が生じた

こと。

(3) 共済契約者及び被共済者の氏名又はこれを特定するために必要な事項に変更が生じたとき。

2 前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承諾した場合は、変更承認書を交付するものとする。

3 共済契約者は、この組合が第1項の事実の発生に関する調査を正当な理由なく拒み、又は妨げてはならない。

追 加[平成 3.4.1]

改 正[平成 22.4.1]

第3節 共済契約の無効、解約、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第14条 共済契約者が第6条の規定に反して共済契約を締結したときは、その契約は無効とする。

改 正[昭和 56.11.1・平成 3.4.1・22.4.1]

(共済契約の解約、取消)

第15条 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができる。

2 共済契約の締結の時に被共済者の共済金額が第9条第2項に規定する共済金額の最高限度を超えていたことにつき共済契約者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、共済契約者は、その超過部分について、当該共済契約を取り消すことができる。

3 前2項の規定による解約、取消は書面をもって行うものとし、その書面には解約、取消の日を記載するものとする。

改 正[昭和 56.11.1・平成 3.4.1・22.4.1]

(共済契約の解除)

第15条の2 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者が、この組合に第13条の告知義務を有する事項につき、故意又は重大な過失により事実を告げず、又当該事項につき不実のことを告げた場合。ただし、告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合及びこの組合が、契約の当時、告げなかった事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合又は過失によりこれを知らなかった場合は、この限りでない。

(2) 共済契約者が、この組合に第13条の2第1項に掲げる通知義務を有する事項のうち危険増加（告知事項についての危険が高くなり、共済契約で定められている共済掛金が当該危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいう。以下この条及び第22条第3項において同じ。）に関係のある事項につき通知を怠った場合

(3) 第13条の2第1項に掲げる事実がある場合であって、この組合が当該共済契約の存続を承諾しない場合

2 前項の解除権は、組合が解除の原因を知ったときから1箇月間行わなかったときは、消滅する。また同項第1号の場合においては、共済契約の締結の時、同項第2号の場合においては危険増加が生じた時からそれぞれ5年を経過したときも、同様とする。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行うものとする。

追 加[平成 22.4.1]

(重大事由による共済契約の解除、取消)

第15条の3 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約関係者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的にして損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 共済契約関係者又は共済金受取人が、次のいずれかに該当すること。

ア 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、共済契約関係者又は共済金受取人が、第1号から第3号までと同程度にこの組合のこれらの者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2 この組合は、共済契約者が、詐欺又は強迫によって、共済契約を締結したときは、当該共済契約を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定による解除及び取消は、共済契約者に対する通知により行うものとする。

追 加[平成 22.4.1]

改 正[平成 27.9.1]

(共済契約の消滅)

第15条の4 共済契約の成立後、被共済者が死亡した場合、当該被共済者にかかる共済契約は、当該事実が発生した時において消滅する。

2 第12条の2に規定する猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は払込期日の翌日正午に遡って効力を失い、かつ、消滅する。

追 加[平成 22.4.1]

(共済掛金の払いもどし)

第16条 この組合は、第15条、第15条の2、第15条の3第1項及び前条の規定により共済契約が解約され、解除され、または消滅した場合、当該共済契約の未経過共済期間の月数（1ヶ月に満たない端数月は、切捨てる。）に対する共済掛金を共済契約者に払いもどすものとする。

2 前項の返戻金の額は、次の算式により算出した額とする。

当該共済契約の共済掛金 × 未経過共済期間の月数 / 当該共済契約の月数

3 この組合は、前2項の規定にかかわらず、共済契約者が共済金の給付を受けたのちは、理由の如何を問わず未経過共済掛金を払いもどさないものとする。

4 この組合は、第14条の規定により共済契約が無効となった場合において、共済契約者に悪意がないときは、無効となった契約に相当する共済掛金を共済契約者に返還するものとする。この場合において、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、それ以前の共済契約が第14条の規定に該当するときは、最高3年間分の共済契約の共済掛金を返還するものとする。

5 この組合は、第15条第2項の規定により共済契約の超過部分を取り消す場合、当該共済契約の共済期間における超過部分に相当する共済掛金を共済契約者に返還するものとする。

6 この組合は、第15条の3第2項の規定により共済契約を取り消す場合には共済掛金を払いもどさないものとする。

改 正[昭和 55.7.1・56.11.1・62.7.1・平成 3.4.1・13.3.12・22.4.1]

(共済契約の消滅)

第17条 削除

改 正[昭和 56.11.1・62.7.1・平成 13.3.12]

削 除[平成 22.4.1]

(共済掛金の払いもどし方法)

第18条 前条の規定による共済掛金の払いもどし金は、共済契約引受証又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の指定する場所で支払うものとする。

改 正[昭和 56.11.1・60.8.1・平成 3.4.1・22.4.1]

第3章 共済金及び共済金の支払い

(共済金)

第19条 交通事故等により被共済者が傷害を受けた場合にこの組合が支払う共済金の額は、共済契約1口につき次のとおりとする。

- (1) 死亡共済金 50万円
- (2) 身体障害共済金 30万円
- (3) 医療共済金
 - 入院1日につき 600円
 - 通院1日につき 400円

2 交通事故等により被共済者が傷害を受けたとき、既に存在した身体障害若しくは疾病の影響により、又は傷害を受けた後において、その原因である事故と関係なく発生した疾病若しくは傷害の影響により傷害が重大となったとき、その影響がなかった場合に相当する傷害の共済金の額を決定し給付する。

3 正当な理由なく被共済者が治療を怠り又は共済契約者が治療をさせなかったために傷害が重大となった場合は、前項に準ずるものとする。

4 被共済者が、医療共済金の支払いを受けた後において、その支払いを受けた同一事故により死亡共済金又は身体障害共済金の支払事由が生じたときは、当該それぞれの共済金の額から既に支払った医療共済金に相当する額を差引くものとする。被共済者が、身体障害共済金の支払いを受けた後において、死亡共済金の支払事由が生じたときも、同様とする。

改 正[昭和 43.7.1・44.1.1・47.11.1・48.10.1・56.11.1・60.8.1・平成 6.10.1]

(死亡共済金)

第19条の2 死亡共済金は、被共済者が交通事故等を直接の原因として、被災の日から起算して180日以内に死亡したときに支払う。ただし、第20条第1項第1号ただし書に規定する信ぴょう性のある第三者の現認書による共済金の請求については、支払わない。

追 加[昭和 47.11.1]

改 正[昭和 56.11.1・平成 6.10.1]

(身体障害共済金)

第19条の3 身体障害共済金は、被共済者が交通事故等を直接の原因として、被災の日から起算して1年以内に次の状態になったときに支払う。ただし、第20条第1項第1号ただし書に規定する信ぴょう性のある第三者の現認書による共済金の請求については、支払わない。

- (1) 終身自用を弁ずることができなくなったとき。
- (2) 両眼を失明したとき。

追 加[昭和 47.11.1]

改 正[昭和 56.11.1・平成 6.10.1]

(医療共済金)

第19条の4 医療共済金は、被共済者が交通事故等の傷害を直接の原因として、被災の日から起算して180日以内に医師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「医師等」という。）の治療を受けた場合に入院と通院（医師等の治療を受けた通院日。ただし、同日内に複数の通院治療を受けた場合であっても通院1日とみなす。）の日数に応じて支払う。なお、ギプス固定をした日又は往診により治療を受けた日は、通院とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは当該各号に定める日数を限度として支払う。

(1) 通院については、60日

(2) 頸部症候群（むちうち症）又は腰・背痛で他覚症状（神経学的検査、レントゲン検査又は脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚症状（疼痛等）による場合は除く。）のない傷害については、入院、通院を問わず30日

(3) 医師の同意のないあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の治療については、入院、通院を問わず30日

(4) 第20条第1項第1号ただし書に規定する信ぴょう性のある第三者の現認書による請求については、入院、通院を問わず20日

(5) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書が物件事故に係るものについては、入院、通院を問わず20日

追 加[昭和47.11.1]

改 正[昭和56.11.1・60.8.1・62.7.1・平成3.4.1・5.7.1]

(共済金の減額)

第19条の5 第19条から前条までの規定にかかわらず、被共済者の法令違反（第21条に規定する法令違反を除く。）に起因する傷害については、第19条から前条までの規定を適用して支払うべき共済金の額から10分の5以内において交通等傷害共済事業実施規則に定める基準により、減額して支払うものとする。

追 加[昭和47.11.1]

改 正[昭和56.11.1・60.8.1・平成6.10.1]

(共済金の調整)

第19条の6 被共済者が交通事故等によって被った傷害を治療中に、新たに他の交通事故等によって傷害を被った場合における先の交通事故等による傷害の治療期間は、被共済者が新たな交通事故等によって傷害を被った日の前日までとする。ただし、被共済者が新たな交通事故等による傷害に係る共済金の請求をしない場合は、この限りでない。

追 加[昭和62.7.1]

改正[平成 3.4.1・6.10.1]

(共済金の特例)

第 19 条の 7 前 3 条の規定にかかわらず、1 事故に基づく傷害について支払う契約口数に応じた医療共済金の額が、次表に掲げる額に満たないときは、当該金額を共済金として支払うものとする。

契約口数	1 口契約	2 口契約	3 口契約	4 口契約
医療共済金の額 (円)	8,000	10,000	12,000	14,000

追加[昭和 56.11.1]

改正[昭和 62.7.1・平成 3.4.1・6.10.1]

(事故の通知)

第 19 条の 8 被共済者が、第 7 条に規定する傷害を被ったときは、共済契約者、被共済者又はその他の共済金を受取るべき者は、速やかにその旨をこの組合に通知しなければならない。

追加[昭和 56.11.1]

改正[昭和 62.7.1]

(共済金の支払請求)

第 20 条 共済金の支払請求は、共済金支払請求書 1 通に共済契約引受証又はこれに代るべき共済掛金領収書及び次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければならない。

- (1) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（身体障害者の車いすによる自損事故及び車いすと歩行者との衝突又は接触等による事故については、信ぴょう性のある第三者の現認書による。）ただし、自動車安全運転センターの証明書により難しい場合の事故については、当該事故の責任者（事業管理者等）が確認している事故証明書若しくは信ぴょう性のある第三者の現認書
 - (2) 医師等の診断書又は施術証明書
 - (3) 死亡の場合は、戸籍謄本及び死亡診断書又は死体検案書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、この組合が特に要求する書類
- 2** 前項の共済金支払請求書に添付する書類は、実施規則に定めるところにより、その提出を省略することができる。
- 3** この組合は、第 1 項の請求を受けた場合には、同項の書類がこの組合に到達した日からその日を含め 30 日以内に、事故の発生の状況、共済金が支払われない事由の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定する場所において共済金を共済契約者に支払うものとする。
- 4** 前項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合で、次の各号の事由に該当するときには、その旨をこの組合は共済契約者に通知し、当該各号に掲げる期間内(複数に該

当するときは、その最長の期間)に共済金を共済契約者に支払うものとする。

- (1) 警察、検察、消防、その他の公の機関による調査・結果について照会を行う必要がある場合 180日
 - (2) 調査機関その他専門機関による鑑定・審査等が必要な場合 90日
 - (3) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118条)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要のある場合 60日
 - (4) 前号までに掲げる場合のほか、この組合並びに共済契約者以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要な場合 90日
- 5 この組合が必要な調査を行うにあたり、共済契約者が正当な理由無く当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合にはこれにより調査が遅延した期間については前2項の期間に算入しないものとし、またその期間は共済金を支払わないものとする。
- 6 この組合は、第3項の規程にかかわらず被共済者の同意がある場合に限り、共済契約者が指定する者に共済金を支払うことができる。

改 正[昭和43.7.1・47.11.1・56.11.1・平成5.7.1・13.3.12・22.4.1]

(共済金を支払わない傷害)

第21条 この組合は、被共済者につき交通事故等により傷害が生じた場合であっても、次に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者又は被共済者の故意により生じた傷害
 - (2) 共済契約者の故意により生じた傷害。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、他の者が受取るべき金額については、この限りでない。
 - (3) 被共済者の自殺行為又は犯罪行為により生じた傷害
 - (4) 破裂、爆発(ただし、火災事故に起因するものは除く。)により生じた傷害
 - (5) 被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた傷害
 - (6) 被共済者が、道路交通法第117条の2第1号に定める酒酔又は同法同条第1号の2に定める薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた傷害
 - (7) 被共済者が、自動車又は原動機付自転車を、法定制限速度を25キロメートル毎時以上超過して運転している間に生じた傷害
- 2 この組合は、発生原因が直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由によって生じた交通事故等による傷害(これらの事由によって発生した火災事故が延焼又は拡大して生じた傷害及び発生原因のいかんを問わず火災事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた傷害を含みます。)に対しては、共済金を支払わない。
- (1) 戦争その他の変乱

- (2) 地震又は噴火若しくはこれらによる津波
 - (3) 風水害
 - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくはこれらの特性に起因する事故
 - (5) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 改 正[昭和 47.11.1・56.11.1・平成 22.4.1]

（共済金の支払義務を免れる場合）

第 22 条 この組合は、被共済者につき交通事故等により損害が生じた後であっても次の場合には、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

- (1) 共済契約の申込み、共済金の請求及び受領に際し、共済契約者又は共済金受取人が詐欺行為を行った場合
 - (2) 共済契約者又は共済金受取人が正当な理由なく第 19 条の 8 の規定による事故発生の通知を怠った場合及び第 23 条の規定による事故等の調査を拒み、又は妨げた場合において、この組合が共済金の額の認定ができないとき。
 - (3) 共済契約者又は共済金受取人が第 20 条第 1 項に掲げる共済金請求にかかる書類に故意に不実のを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したとき。
- 2** この組合は、第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により共済契約を解除した場合には、当該解除を行った時まで共済の目的につき交通事故等によって生じた損害については、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、当該解除をもたらした事由に基づかずに発生した交通事故等によって生じた損害については、この限りでない。
- 3** この組合は、第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により共済契約を解除した場合には、当該解除に係る危険増加が生じた時から当該解除がなされた時まで共済の目的につき交通事故等によって生じた損害については、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した交通事故等によって生じた損害については、この限りでない。
- 4** この組合は、第 15 条の 3 の規定により共済契約を解除若しくは取消した場合には、当該解除、取消の原因となった事由が生じた時から当該解除、取消がなされた時まで共済の目的につき交通事故等によって生じた損害については、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、共済契約関係者又は共済金受取人が同条第 1 項第 3 号のアからエまでのいずれかに該当することにより同条の規定による解除がなされた場合には、この規定は同条第 1 項第 3 号アからエまでのいずれにも該当しない共済金受取

人に生じた損害については適用しない。

- 5** この組合は、共済金額が第9条第1項に規定する共済金額の最高限度を超過したときは、その超過した部分の共済契約に基づく共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

改正[昭和 44.41・56.11.1・平成 22.4.1・平成 27.9.1]

(事故等の調査)

- 第 23 条** この組合は、被共済者が交通事故等によって傷害を受けた場合において、その事故及び傷害の認定に必要があるときは、特定の文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は調査することができる。

改正[昭和 44.4.1]

(残存共済金額)

- 第 24 条** この組合は、被共済者が交通事故等により傷害を受けた場合において、共済金を支払ったときは、第9条第1項の規定にかかわらず、共済金額からその支払った金額を差引いた残額をその傷害を受けたとき以降の共済期間に係る共済金額とする。

改正[昭和 47.11.1]

(見舞金)

- 第 24 条の 2** この組合は、実施規則の定めにより見舞金を支給することができる。

追加[平成 22.4.1]

第 4 章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

- 第 25 条** 共済契約に関するこの組合の処分不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
- 2** 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3** 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4** 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施規則の定めるところによる。

(評価人及び裁定人)

- 第 25 条の 2** 共済金の額について、この組合と共済契約者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せることができるものとする。

る。この場合において評価人の意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとする。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含む。）については、半額ずつこれを負担するものとする。

追 加[平成 22.4.1]

第5章 雑 則

（支払備金及び責任準備金）

第26条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務省・厚生省・農林省令第1号）（以下この条において「施行規則」という。）の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積立てるものとする。

2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、未経過共済掛金については、施行規則また異常危険準備金については、消費生活協同組合施行規程（平成20年3月28日厚生労働省告示第139号）（以下この条において「施行規程」という。）において定める基準により積立てるものとする。

3 異常危険準備金の取崩は施行規程において定める基準によるものとする。

改 正[平成 13.3.12・22.4.1]

（取次所の設置）

第27条 削除

改 正[平成 21.7.131]

削 除[平成 22.41]

（業務委託）

第28条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、業務委託団体に次の業務を委託することができる。

- (1) 組合への加入、脱退、異動に関する取次
- (2) 組合が実施する事業の宣伝物等の配付及び加入申込書等の回収業務
- (3) 前二号に関連して発生する組合員への対応並びに接遇

改 正[昭和 55.7.1 平成 6.10.1・21.7.13]

（事業の休止又は廃止）

第29条 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合には、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ共済契約者の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を受けるものとする。

2 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合において、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、前項の共済契約者の同意が得られないときは、兵庫県知事の承認を受けて、当該共済契約の解除をすることができる。

(事業の休止又は廃止の場合の共済掛金の払いもどし)

第30条 削除

改正[昭和 56.11.1・62.7.1]

追加[平成 22.4.1]

(端数処理)

第30条の2 共済掛金の額、共済掛金払いもどし金の額及び共済金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

追加[昭和 62.7.1]

削除[平成 22.4.1]

(時効)

第31条 共済契約者が共済金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

改正[昭和 62.7.1・平成 22.4.1、令和 2.6.16]

(共済契約による権利義務の承継)

第32条 共済契約者が死亡した場合は、実施規則で定める相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

2 前項の場合において同順位の権利義務の継承者（以下「継承者」という。）が2人以上ある場合は、当該継承者は、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の継承者を代表するものとする。

追加[平成 13.3.12]

改正[平成 22.4.1]

(公共団体より補償)

第33条 削除

追加[昭和 60.8.1]

改正[平成 13.3.12]

削除[平成 22.4.1]

(借入金)

第33条の2 削除

改正[昭和60.8.1・平成13.3.12]

削除[平成22.4.1]

(細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その執行について必要な事項は、実施規則で定める。

付 則 (昭和41.12.20議決、昭和41.12.28認可)

この規約は、昭和42年1月1日から施行する。

付 則 (昭和43.5.30議決、昭和43.6.22認可)

この改正は、昭和43年7月1日から施行する。

付 則 (昭和43.11.1議決、昭和43.12.24認可)

この改正は、昭和44年1月1日から施行する。

付 則 (昭和47.5.27議決、昭和47.10.30認可)

(施行期日)

1 この改正は、昭和47年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和47年10月31日現在の契約者については、その契約が満了するまで旧契約を適用するものとする。

付 則 (昭和48.5.29議決、昭和48.10.1認可)

この改正は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則 (昭和49.5.29議決、昭和49.6.28認可)

この改正は、昭和49年7月1日から施行する。

付 則 (昭和55.5.29議決、昭和55.6.23認可)

この規約は、昭和55年7月1日から施行する。

付 則 (昭和56.5.29議決、昭和56.10.20認可)

(施行期日)

1 この規約は、昭和56年11月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に効力の生ずる共済契約から適用する。

(医療共済金に係る経過措置)

2 改正後の規約第19条の6の規定は、施行日以後に発生する交通事故等に係る医療共済金について適用し、施行日前に発生した交通事故等に係る医療共済金については、なお従前の例による。

付 則 (昭和60.5.30議決、昭和60.6.25認可)

(施行期日)

- 1 この規約は、理事長が定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(理事長が定める日 昭和60年8月1日)

(経過措置)

- 2 改正後の共済掛金及び共済金に関する規定は、施行日以後に新たに効力の生ずる共済契約から適用し、施行日の前日までに効力が発生している共済契約については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 62. 5.28 議決、昭和 62. 6.18 認可)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条の4第2号及び第19条の6第2項の規定は、施行日以後に新たに効力の生ずる共済契約から適用し、施行日の前日までに効力が発生している共済契約については、なお従前の例による。

付 則 (平成 2. 6.18 議決、平成 2. 7.18 認可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行期日の前日までに効力の生じている共済契約に係るものについては、改正前の規定を適用する。

付 則 (平成 5. 6.17 議決、平成 5. 7. 1 認可)

この規約は、所管行政庁の認可後において、理事長が定める日から施行する。

(理事長が定める日 平成5年 7月1日)

付 則 (平成 6. 6.16 議決、平成 6. 8.30 認可)

(施行期日)

- 1 この規約は、所管行政庁の認可後において、理事長が定める日から施行する。

(理事長が定める日 平成6年10月1日)

(経過措置)

- 2 改正後の規約は、施行期日以後に新たに効力の生ずる共済契約から適用し、施行期日の前日までに効力が発生している共済契約については、なお従前の例による。

付 則 (平成 11. 6.3 議決、平成 11.6.24 認可)

この改正は、平成11年6月24日から施行する。

付 則 (平成 12. 6.12 議決、平成 13.3.12 認可)

この改正は、平成13年3月12日から施行する。

付 則 (平成 21.6.12 議決、平成 21.7.13 認可)

この改正は、平成21年7月13日から施行する。

付 則 (平成 22. 3. 3 議決、平成 22. 3. 8 認可)

(施行期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24.6.4議決、平成24.6.19認可)

(施行期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27.6.5議決、平成27.7.7認可)

(施行期日)

この規約は、平成27年9月1日から施行する。

付 則 (令和2.6.5議決、令和2.6.16認可)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年6月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規約は、施行日以前に締結された契約については、なお従前の例による。

別紙第 1

共済掛金額算出方法書

共済契約 1 口についての共済掛金額（以下「単位共済掛金額」という。）は、次の 3 種類の掛金の額の合計額とする。

- 1 平年の共済金の支払いにあてられるべき純掛金の額
- 2 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
- 3 管理費及び諸経費にあてられるべき付加掛金の額

基本掛金

1 純掛金

純掛金の額は、平均純危険率に安全率を加えて得た標準危険率に共済契約 1 口当たりの共済金額を乗じて得た額とする。

(1) 平均純危険率

平均純危険率は、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間におけるこの組合の共済金支払高総額を共済契約高総額で除した数をもって平均純危険率とする。

(2) 安全率

安全率は、共済金の平均純危険率に対する今後見込まれる平均共済契約者数による標準偏差の 3 倍とする。

2 異常危険準備掛金

共済契約 1 口あたりの異常危険準備掛金は、基本契約が想定するその他（損害）リスクに関し、共済契約 1 口につき消費生活協同組合施行規程（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 139 号）第 6 条に定める額を算定した結果の額とする。

3 付加掛金

付加掛金の額は、単位共済掛金の 100 分の 30 とする。

改 正〔昭和 47.11.1・平成 6.10.1・22.4.1〕